

【新型コロナウイルス】ダーリングダウズ (Darling Downs) 地方に対する集会制限の適用 (8月31日8時より施行)

2020年8月30日  
在ブリスベン総領事館

●29日、パラシェ・クイーンズランド (QLD) 州首相は、記者会見において、8月22日より発令されている集会制限の指定行政区に、31日 (月) 午前8時から、ブリスベンの北西及び南西部に位置する、トゥーンバを含むダーリングダウズ (Darling Downs) 地方を加える旨発表しました。

●以下の指定行政区については、自宅及び公共の場所での集会を10人までとする制限及び高齢者福祉施設や障害者用宿泊施設に対する制限が適用されます。(以下の指定行政区についてはQLD州全域については最大30人まで)

指定行政区：

City of Brisbane

Cherbourg Aboriginal Shire

City of Ipswich

Gold Coast City

Goondiwindi Region

Lockyer Valley Region

Logan City

Moreton Bay Region

Redland City.

Scenic Rim Region

Somerset Region

South Burnett Region

Southern Downs Region

Toowoomba Region

Western Downs Region

追加指定を含む新たな指定行政区全体に関する「QLD州 COVID-19 制限区域 (第5号)」本文については、以下(英文のみ)をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/restricted-areas-covid-19/queensland-covid-19-restricted-areas-31-August-2020>

追加された行政区については、以下 (英文のみ) の州保健省 HP をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

●なお、COVID 安全対策計画（産業関連 COVID 安全対策計画、COVID 安全対策チェックリスト、COVID 特定施設安全計画 ないし COVID イベント安全対策計画を含む）を順守する営業・事業（ビジネス）については、今次措置は適用されません。

22日から発令されている措置については、以下の22日付け当館領事メールをご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus22082020.pdf>

また、同措置に関する、移動と集会に関する州首席医務監指令第3号「Movement and Gathering Direction (No. 3)」原文(英文のみ)については、以下をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/movement-gathering-direction>

●また、28日及び29日、クイーンズランド(QLD)州保健省は、ブリスベンの少年院(Brisbane Youth Detention Centre)における感染者のクラスター発生に伴う同感染者の立ち寄り先を新たに追加公表し、同日時に感染者と同じ場所を訪問していた者については、自らの健康を観察し、軽度であってもCOVID-19の症状がある場合には検査を受けることを求める、公衆衛生上の注意喚起を発出しました。

追加指定を含む新たな接触注意場所・日時の全体を示す、右「注意喚起」本文については、以下(英文のみ)をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

追加された場所・日時については、以下(英文のみ)の州保健省HPをご覧ください。

28日に追加された場所・日時

<https://www.vision6.com.au/v/79402/2473836/email.html?k=FDaxsHdNN3GoYoj-RVA56YK4uWATbK3M0auqIqbLdxY>

29日に追加された場所・日時

<https://www.vision6.com.au/v/79402/2527759/email.html?k=ew1lhuWCZEt0ZMRb0sD1Ykml>

Wjk-htJCRC80JAHi5FU

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>